

使用済家電のフロー推計について

フロー推計の対応について

■ フロー推計に当たっては、過去のとりまとめ・ご指摘を踏まえて対応

● 審議会におけるとりまとめと主なご指摘

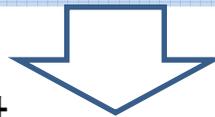
(1) 審議会におけるとりまとめ

・・・国は、これらの施策の進捗と効果を把握するため、関係者の協力を得つつ、小売業者による引取り・引渡し
の状況や家電リサイクル法ルート以外のルートにおける処理の状況などの排出家電のフローや家電不法
投棄の状況について引き続き情報の把握に努める必要がある。

【家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成20年2月)から抜粋】

(2) 前回審議会でのご指摘

・退蔵品からのフローの調査の必要性



● さらなるフロー推計の精緻化の検討

(1) 退蔵品からのフローを調査

・アンケート調査により、退蔵品からの排出先を把握

退蔵: ①「壊れており、1年以上使用されていない」

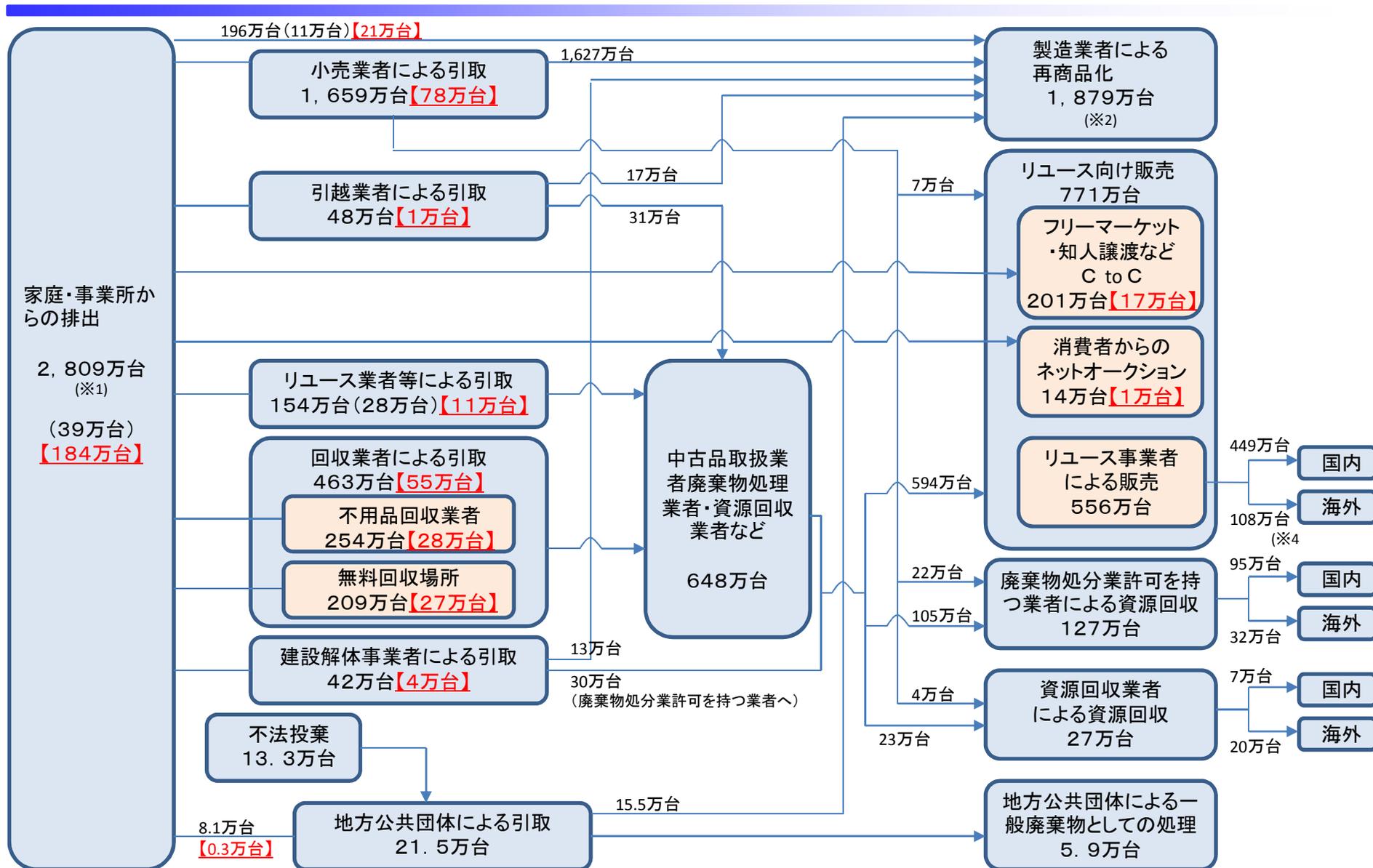
又は

②「壊れてはいないが、使用に適していないと思われる場所に置かれており、1年以上使用され
ていない」

(2) フリーマーケット・知人譲渡、ネットオークション、不用品回収業者等への排出を調査

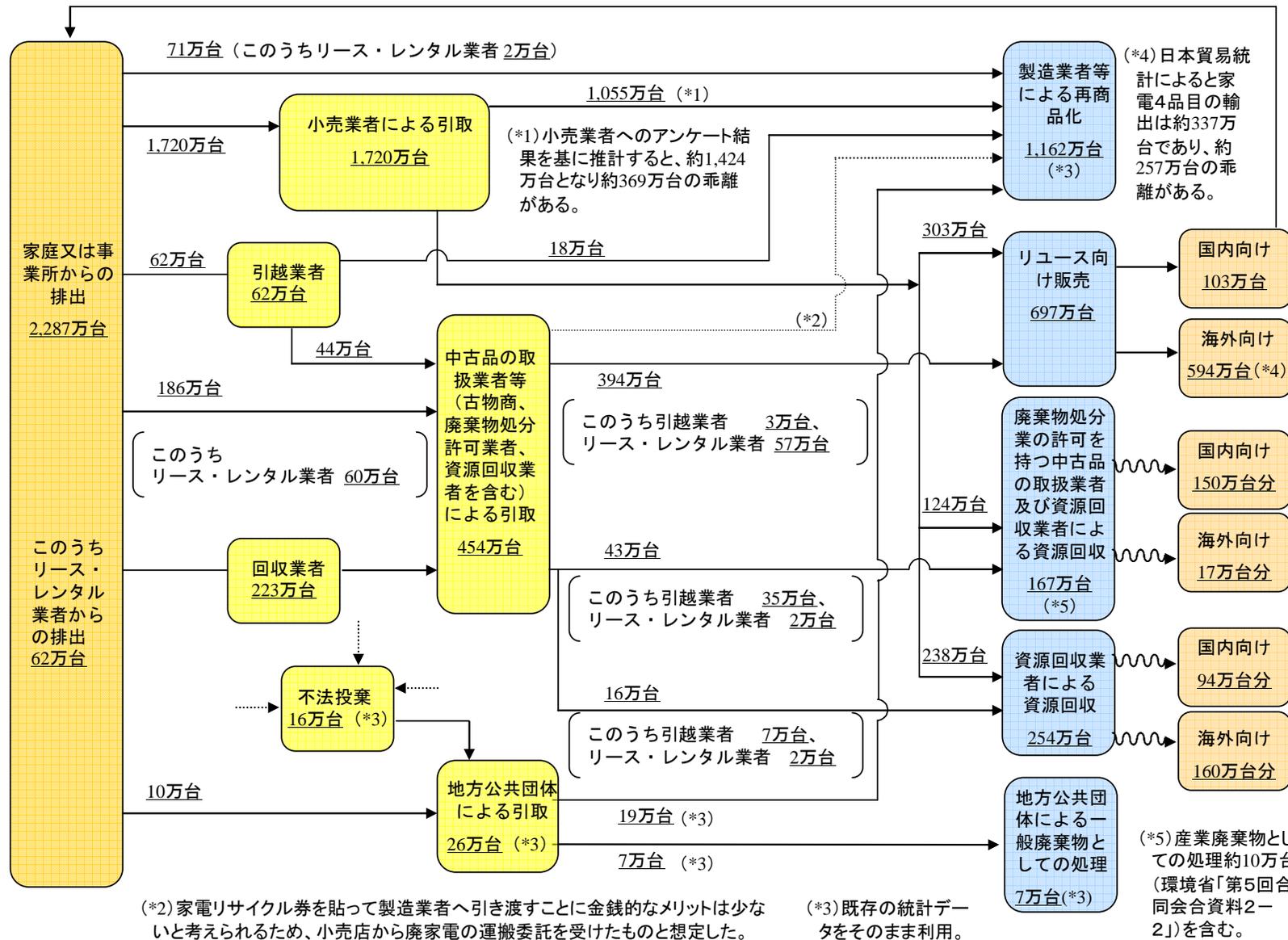
・アンケート調査により、フリーマーケット・知人譲渡、ネットオークション、不用品回収業者等による排出を把
握し、リユース向け販売に追加

フロー推計(4品目合計)



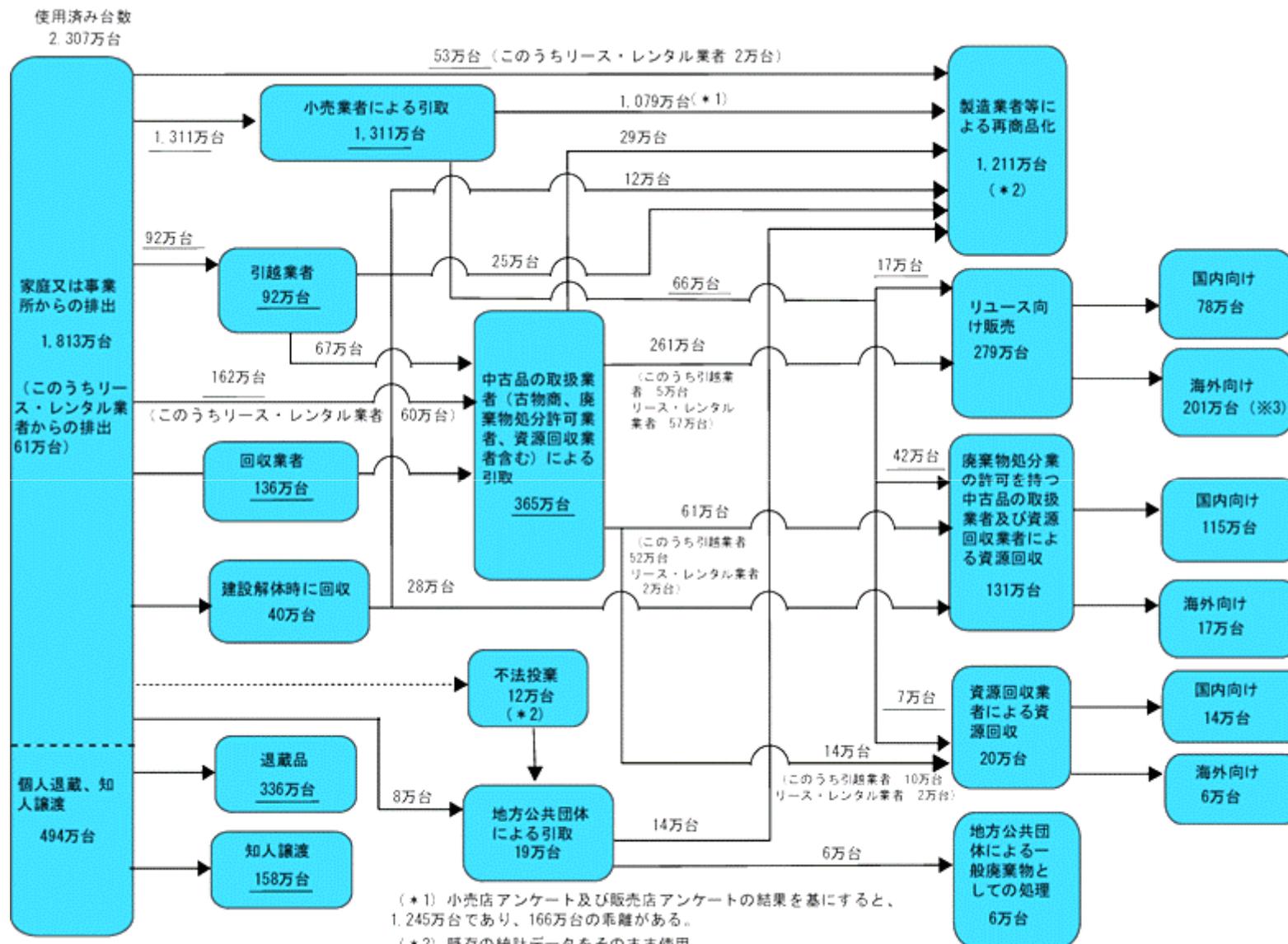
(※1) 製造業者等に引き渡される「小売業者」、「引越業者」の比率から全体の排出を推計。
 (※2) 「平成21年度版家電リサイクル年次報告書」(家電製品協会平成22年7月)より。
 (※3) ()内数字はリース・レンタル業者由来のもので内数、【 】内数字は退職品由来のもので内数。
 (※4) 日本貿易統計によると家電4品目の輸出は約250万台であり、142万台の乖離がある。

(参考1) 合同会合報告書に記載したフロー推計結果(4品目合計)



出典: 家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成20年2月)
 (産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ
 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 合同会合)

(参考2)平成20年度に経済産業省が行ったフロー推計結果(4品目合計)



(注1) 下線部分は、本年度調査における小売店アンケート及び販売店アンケートの結果を用いた数値である。
 (注2) 千台以下の台数については、四捨五入している。